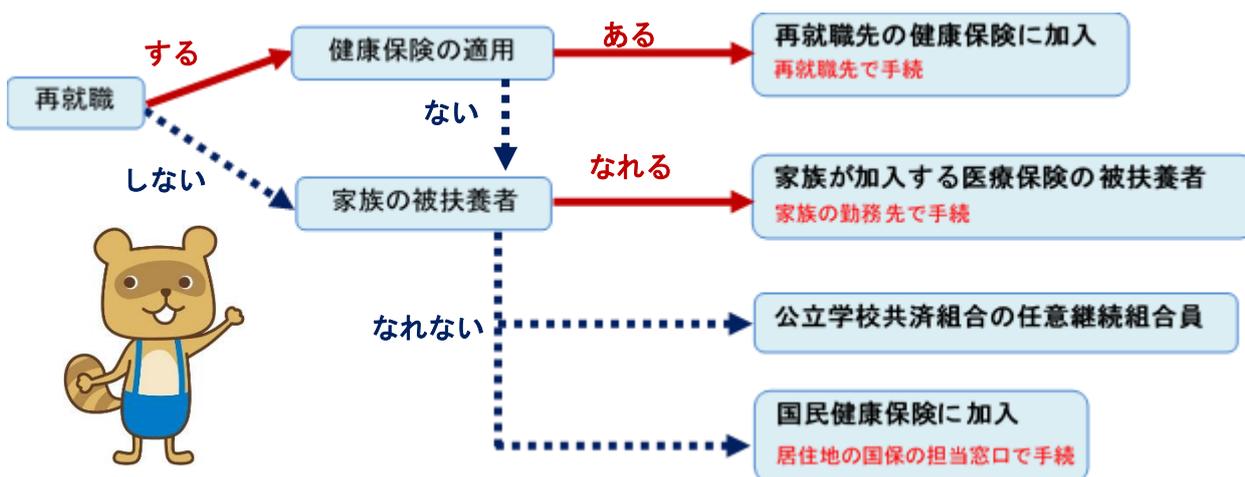


こんなときどうする？ 退職後の医療保険について

Q 退職した後、医療保険はどうなりますか？

A 退職すると、組合員資格を喪失するため、現在の組合員証及び被扶養者証等は使用できません。

退職後は、次の4つの保険制度のいずれかに必ず加入することになりますので、下図を参考に手続を行ってください（定年退職後、再任用フルタイム職員等として1日も空けずに再び公立学校共済組合の組合員の資格を取得する場合でも、再度の手続が必要です。）。



退職した日の翌日以降に、現在の組合員証や被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。

Q 任意継続組合員とはどんな制度ですか？

A 任意継続組合員は、退職後最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

●加入資格

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方

●加入手続

退職の日から20日以内（広島支部必着）に「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を不備がない状態で提出してください。

「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」は広島支部ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikininkei/index.html>

●被扶養者に係る手続

退職時に扶養者認定されていた者について、退職後も被扶養者認定を継続するか否かを、「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」の「2 被扶養者について」に必ず記入してください。

ただし、希望により継続認定された場合でも、被扶養者の要件を満たさない場合は、要件を満たさなくなった日に遡って取消の手続が必要となりますので、要件を満たしているかどうかは必ず確認してください。

要件を満たさない例：被扶養者の収入額が限度額を超過しているとき

子が被扶養者の場合で、退職後に組合員より配偶者の収入が多くなる時

注意！

任意継続組合員に加入後、別の健康保険に加入する場合や、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、資格喪失の申出が必要です。